

倫理規則の改正等に伴う 報告書及び実務指針の改正（公開草案）の概要

－ 専門家の業務の利用及び「公に取引されている事業体」に関する対応－



目次

- 1. 本改正の経緯
- 2. 主な改正内容
 - (1) 専門家の業務の利用に関する改正
 - (2) 「公に取引されている事業体」に関する改正
- 3. 適用時期
- 4. 今後のスケジュール

1. 本改正の経緯

本改正の経緯

(1) 専門家の業務の利用に関する改正：

- ▶ 2026年1月5日付けで、国際監査・保証基準審議会（IAASB）から「**IESBAの外部の専門家の利用プロジェクトに基づくIAASB基準の狭い範囲の改訂**」が公表された。本改訂では、業務実施者が、専門家の業務の利用に当たって、当該専門家が必要な適性、能力及び客観性を備えていない場合の対応が追加された。これは、IAASBの基準と改訂版IESBA倫理規程の相互運用性（interoperability）を維持するための対応である。
- ▶ JICPAでは、IESBA倫理規程の改訂（2025年1月公表）を踏まえ、**2025年10月に外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則の改正（公開草案）***を公表した。

* 本公開草案には、サステナビリティ保証業務に関する規定の追加に関する改正も含まれており、2026年7月定期総会にて承認後確定予定である。

(2) 「公に取引されている事業体」に関する改正：

- ▶ JICPAでは、IESBA倫理規程の改訂（2022年4月公表）を踏まえ、**2024年7月に倫理規則において「上場事業体」及び「社会的影響度の高い事業体」の定義等の改正**を行った。
- ▶ 2025年9月1日付けでIAASBから「**IESBA倫理規程の改訂に伴うISQM、ISA及びISRE 2400（改訂）の狭い範囲の改訂**」が公表された。本改訂では、IAASB基準において、「公に取引されている事業体（Publicly Traded Entity）」の定義が採用され、「上場企業（Listed Entity）」に対する規定を「公に取引されている事業体」に適用するよう変更された。

上記を踏まえ、**関連する報告書及び実務指針を改正**することとした。（改正対象は次ページ参照）

改正対象

	公表物	専門家	PTE*		公表物	専門家	PTE
1	監査基準報告書200 「財務諸表監査における総括的な目的」		○	12	監査基準報告書706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」		○
2	監査基準報告書220 「監査業務における品質管理」		○	13	監査基準報告書710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」		○
3	監査基準報告書260 「監査役等とのコミュニケーション」		○	14	監査基準報告書720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」		○
4	監査基準報告書265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」		○	15	監査基準報告書800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」		○
5	監査基準報告書315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」		○	16	監査基準報告書805 「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」		○
6	監査基準報告書510 「初年度監査の期首残高」		○	17	財務報告内部統制監査基準報告書第1号 「財務報告に係る内部統制の監査」		○
7	監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」		○	18	期中レビュー基準報告書第1号 「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」		○
8	監査基準報告書620 「専門家の業務の利用」	○		19	期中レビュー基準報告書第2号 「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」		○
9	監査基準報告書700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」		○	20	レビュー業務実務指針2400 「財務諸表のレビュー業務」	○	○
10	監査基準報告書701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」		○	21	保証業務実務指針3000 「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」	○	
11	監査基準報告書705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」		○	22	専門業務実務指針4400 「合意された手続業務に関する実務指針」	○	

*PTE：公に取引されている事業体（Publicly Traded Entity）

2. 主な改正内容

- (1) 専門家の業務の利用に関する改正
- (2) 「公に取引されている事業体」に関する改正

(1) 専門家の業務の利用に関する改正

● 監査基準報告書620「専門家の業務の利用」

- 監基報620第8項から第12項における要求事項*に関する**監査人の手続の種類、時期及び範囲を決定する際に考慮することが求められる事項**として、「**職業倫理に関する規定における専門家の業務の利用に関する規定の有無**」を追加する。（第7項）

* 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価、専門家の専門分野の理解、専門家との合意及び専門家の業務の適切性に係る評価に関する要求事項

- 監査人は、利用する専門家が監査人の目的に照らして**必要な適性、能力及び客観性を備えているかどうかを評価した結果、次のいずれかの場合**には、**当該専門家の業務を利用してはならない旨を追加**する。（第8-2項）
 - ▶ 当該専門家が**必要な適性や能力を備えていない場合**
 - ▶ 当該専門家の**客観性に対する阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減することができないと結論付けた場合**
- 上記に関連する**適用指針を追加**する。（A13-2項、A19-2項及びA19-3項）

- レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」及び専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」においても、**監基報620と同様の規定を設ける**。

(2) 「公に取引されている事業体」に関する改正

- 対象の監査基準報告書等において、主に以下の見直しを行う。
 - **上場企業の用語を公に取引されている事業体の用語に変更**する。
 - 従来、上場企業の報告書にのみ記載が求められていた**独立性に関する事項の記載**を、**公に取引されている事業体の報告書においても求める**。
公に取引されている事業体以外の事業体の監査報告書においては、監査役等に独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことの報告を行う旨の記載を**新たに求める**。

公に取引されている事業体の監査報告書（抜粋）（※）	公に取引されている事業体 以外 の事業体の監査報告書（抜粋）
財務諸表監査における監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。	財務諸表監査における監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことについて報告を行う。

（※）上場企業の監査報告書の記載は現行と変更なし。

3. 適用時期

適用時期

対象公表物	適用時期
専門家の業務の利用に関する改正対象 (監基報620、レビュー実2400、保証実3000及び専門実4400)	● 次の業務に対して適用する。なお、倫理規則（2026年 月 日改正）を早期適用する場合には、併せて本報告書も早期適用する。 ■ 2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査又はレビュー業務及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査又はレビュー業務 ■ 2027年4月1日以降に契約を締結する保証業務又は合意された手続業務から適用する。
「公に取引されている事業体」に関する改正対象	● 2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。 ● 2027年4月1日以後開始する中間財務諸表（又は期中財務諸表）に係る会計期間の中間財務諸表（又は期中財務諸表）に対する期中レビューから適用する。 (早期適用可)

4. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

時 期	内 容
2026年 7 月	公開草案公表 （コメント募集期間：1 か月）
2026年10月以降	確定公表予定（他の監基報等の改正に併せて変更の可能性あり）

●●信頼の力を未来へ
jicpa

